

「給与計算実務能力検定1級対策講座」をご受講の方へ

「給与計算実務能力検定1級対策講座」教材の「対策講座テキスト（1級）2023年度」の冊子印刷物におきまして、訂正箇所がございますので、お詫びして訂正させていただきます。

<訂正箇所>

《対策講座テキスト（1級）2023年度》

該当箇所	<誤>	<正>																																																																																																																														
P170 最終行	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> <th>税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給 料 ・ 手 当 等</td> <td>① 3,887,429 円</td> <td>③ 84,360 円</td> </tr> <tr> <td>賞 与 等</td> <td>④ 1,323,664</td> <td>⑤ 70,068</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>⑦ 5,211,093</td> <td>⑧ 154,428</td> </tr> <tr> <td>給与所得控除後の給与等の金額</td> <td>⑨ 3,726,400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得金額調整控除額（※） （⑦-8,500,000円）×10%、マイナスの場合は0 給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後） ⑩</td> <td>0 ⑩ 3,726,400</td> <td>※ 所得金額調整控除申告書の提出がある場合は⑩に記載。</td> </tr> <tr> <td>年 末 調 整</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会保 給与等からの控除分（②+⑤）</td> <td>⑫ 805,750</td> <td>配偶者の合計所得金額</td> </tr> <tr> <td>険料等 申告による社会保険料の控除分</td> <td>⑬ 194,090</td> <td>（ 450,000 円）</td> </tr> <tr> <td>控除額 申告による小規模企業共済等掛金の控除分</td> <td>⑭ 120,000</td> <td>旧長期損害保険料支払額</td> </tr> <tr> <td>生命保険料の控除額</td> <td>⑮ 120,000</td> <td>（ 70,000 円）</td> </tr> <tr> <td>地震保険料の控除額</td> <td>⑯ 47,000</td> <td>⑳のうち小規模企業共済等掛金の金額</td> </tr> <tr> <td>配偶者（特別）控除額</td> <td>⑰ 380,000</td> <td>（ 円）</td> </tr> <tr> <td>扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額</td> <td>⑱ 630,000</td> <td>㉑のうち国民年金保険料等の金額</td> </tr> <tr> <td>基礎控除額</td> <td>⑲ 480,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得控除額の合計額 ⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗</td> <td>⑳ 2,776,840</td> <td>（ 194,090 円）</td> </tr> <tr> <td>差引課税給与所得金額（㉑-㉒）及び算出所得税額</td> <td>㉑ 949,000</td> <td>㉒ 47,450</td> </tr> <tr> <td>（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額</td> <td>㉓ 30,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年調所得税額（㉑-㉓、マイナスの場合は0）</td> <td>㉔ 17,450</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年 調 年 税 額（㉔×102.1%）</td> <td>㉕ 17,800</td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引 超 過 額 又は 不足 額（㉕-㉖）</td> <td>㉖ 73,336</td> <td>㉕ 136,628</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	税 額	給 料 ・ 手 当 等	① 3,887,429 円	③ 84,360 円	賞 与 等	④ 1,323,664	⑤ 70,068	計	⑦ 5,211,093	⑧ 154,428	給与所得控除後の給与等の金額	⑨ 3,726,400		所得金額調整控除額（※） （⑦-8,500,000円）×10%、マイナスの場合は0 給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後） ⑩	0 ⑩ 3,726,400	※ 所得金額調整控除申告書の提出がある場合は⑩に記載。	年 末 調 整			社会保 給与等からの控除分（②+⑤）	⑫ 805,750	配偶者の合計所得金額	険料等 申告による社会保険料の控除分	⑬ 194,090	（ 450,000 円）	控除額 申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑭ 120,000	旧長期損害保険料支払額	生命保険料の控除額	⑮ 120,000	（ 70,000 円）	地震保険料の控除額	⑯ 47,000	⑳のうち小規模企業共済等掛金の金額	配偶者（特別）控除額	⑰ 380,000	（ 円）	扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑱ 630,000	㉑のうち国民年金保険料等の金額	基礎控除額	⑲ 480,000		所得控除額の合計額 ⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗	⑳ 2,776,840	（ 194,090 円）	差引課税給与所得金額（㉑-㉒）及び算出所得税額	㉑ 949,000	㉒ 47,450	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額	㉓ 30,000		年調所得税額（㉑-㉓、マイナスの場合は0）	㉔ 17,450		年 調 年 税 額（㉔×102.1%）	㉕ 17,800		差引 超 過 額 又は 不足 額（㉕-㉖）	㉖ 73,336	㉕ 136,628	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> <th>税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給 料 ・ 手 当 等</td> <td>① 3,887,429 円</td> <td>③ 84,360 円</td> </tr> <tr> <td>賞 与 等</td> <td>④ 1,323,664</td> <td>⑤ 70,068</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>⑦ 5,211,093</td> <td>⑧ 154,428</td> </tr> <tr> <td>給与所得控除後の給与等の金額</td> <td>⑨ 3,726,400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得金額調整控除額（※） （⑦-8,500,000円）×10%、マイナスの場合は0 給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後） ⑩</td> <td>0 ⑩ 3,726,400</td> <td>※ 所得金額調整控除申告書の提出がある場合は⑩に記載。</td> </tr> <tr> <td>年 末 調 整</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会保 給与等からの控除分（②+⑤）</td> <td>⑫ 805,750</td> <td>配偶者の合計所得金額</td> </tr> <tr> <td>険料等 申告による社会保険料の控除分</td> <td>⑬ 194,090</td> <td>（ 450,000 円）</td> </tr> <tr> <td>控除額 申告による小規模企業共済等掛金の控除分</td> <td>⑭ 120,000</td> <td>旧長期損害保険料支払額</td> </tr> <tr> <td>生命保険料の控除額</td> <td>⑮ 120,000</td> <td>（ 70,000 円）</td> </tr> <tr> <td>地震保険料の控除額</td> <td>⑯ 47,000</td> <td>⑳のうち小規模企業共済等掛金の金額</td> </tr> <tr> <td>配偶者（特別）控除額</td> <td>⑰ 380,000</td> <td>（ 円）</td> </tr> <tr> <td>扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額</td> <td>⑱ 630,000</td> <td>㉑のうち国民年金保険料等の金額</td> </tr> <tr> <td>基礎控除額</td> <td>⑲ 480,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得控除額の合計額 ⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗</td> <td>⑳ 2,776,840</td> <td>（ 194,090 円）</td> </tr> <tr> <td>差引課税給与所得金額（㉑-㉒）及び算出所得税額</td> <td>㉑ 949,000</td> <td>㉒ 47,450</td> </tr> <tr> <td>（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額</td> <td>㉓ 30,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年調所得税額（㉑-㉓、マイナスの場合は0）</td> <td>㉔ 17,450</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年 調 年 税 額（㉔×102.1%）</td> <td>㉕ 17,800</td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引 超 過 額 又は 不足 額（㉕-㉖）</td> <td>㉖ 136,628</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	税 額	給 料 ・ 手 当 等	① 3,887,429 円	③ 84,360 円	賞 与 等	④ 1,323,664	⑤ 70,068	計	⑦ 5,211,093	⑧ 154,428	給与所得控除後の給与等の金額	⑨ 3,726,400		所得金額調整控除額（※） （⑦-8,500,000円）×10%、マイナスの場合は0 給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後） ⑩	0 ⑩ 3,726,400	※ 所得金額調整控除申告書の提出がある場合は⑩に記載。	年 末 調 整			社会保 給与等からの控除分（②+⑤）	⑫ 805,750	配偶者の合計所得金額	険料等 申告による社会保険料の控除分	⑬ 194,090	（ 450,000 円）	控除額 申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑭ 120,000	旧長期損害保険料支払額	生命保険料の控除額	⑮ 120,000	（ 70,000 円）	地震保険料の控除額	⑯ 47,000	⑳のうち小規模企業共済等掛金の金額	配偶者（特別）控除額	⑰ 380,000	（ 円）	扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑱ 630,000	㉑のうち国民年金保険料等の金額	基礎控除額	⑲ 480,000		所得控除額の合計額 ⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗	⑳ 2,776,840	（ 194,090 円）	差引課税給与所得金額（㉑-㉒）及び算出所得税額	㉑ 949,000	㉒ 47,450	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額	㉓ 30,000		年調所得税額（㉑-㉓、マイナスの場合は0）	㉔ 17,450		年 調 年 税 額（㉔×102.1%）	㉕ 17,800		差引 超 過 額 又は 不足 額（㉕-㉖）	㉖ 136,628	
	区 分	金 額	税 額																																																																																																																													
給 料 ・ 手 当 等	① 3,887,429 円	③ 84,360 円																																																																																																																														
賞 与 等	④ 1,323,664	⑤ 70,068																																																																																																																														
計	⑦ 5,211,093	⑧ 154,428																																																																																																																														
給与所得控除後の給与等の金額	⑨ 3,726,400																																																																																																																															
所得金額調整控除額（※） （⑦-8,500,000円）×10%、マイナスの場合は0 給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後） ⑩	0 ⑩ 3,726,400	※ 所得金額調整控除申告書の提出がある場合は⑩に記載。																																																																																																																														
年 末 調 整																																																																																																																																
社会保 給与等からの控除分（②+⑤）	⑫ 805,750	配偶者の合計所得金額																																																																																																																														
険料等 申告による社会保険料の控除分	⑬ 194,090	（ 450,000 円）																																																																																																																														
控除額 申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑭ 120,000	旧長期損害保険料支払額																																																																																																																														
生命保険料の控除額	⑮ 120,000	（ 70,000 円）																																																																																																																														
地震保険料の控除額	⑯ 47,000	⑳のうち小規模企業共済等掛金の金額																																																																																																																														
配偶者（特別）控除額	⑰ 380,000	（ 円）																																																																																																																														
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑱ 630,000	㉑のうち国民年金保険料等の金額																																																																																																																														
基礎控除額	⑲ 480,000																																																																																																																															
所得控除額の合計額 ⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗	⑳ 2,776,840	（ 194,090 円）																																																																																																																														
差引課税給与所得金額（㉑-㉒）及び算出所得税額	㉑ 949,000	㉒ 47,450																																																																																																																														
（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額	㉓ 30,000																																																																																																																															
年調所得税額（㉑-㉓、マイナスの場合は0）	㉔ 17,450																																																																																																																															
年 調 年 税 額（㉔×102.1%）	㉕ 17,800																																																																																																																															
差引 超 過 額 又は 不足 額（㉕-㉖）	㉖ 73,336	㉕ 136,628																																																																																																																														
区 分	金 額	税 額																																																																																																																														
給 料 ・ 手 当 等	① 3,887,429 円	③ 84,360 円																																																																																																																														
賞 与 等	④ 1,323,664	⑤ 70,068																																																																																																																														
計	⑦ 5,211,093	⑧ 154,428																																																																																																																														
給与所得控除後の給与等の金額	⑨ 3,726,400																																																																																																																															
所得金額調整控除額（※） （⑦-8,500,000円）×10%、マイナスの場合は0 給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後） ⑩	0 ⑩ 3,726,400	※ 所得金額調整控除申告書の提出がある場合は⑩に記載。																																																																																																																														
年 末 調 整																																																																																																																																
社会保 給与等からの控除分（②+⑤）	⑫ 805,750	配偶者の合計所得金額																																																																																																																														
険料等 申告による社会保険料の控除分	⑬ 194,090	（ 450,000 円）																																																																																																																														
控除額 申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑭ 120,000	旧長期損害保険料支払額																																																																																																																														
生命保険料の控除額	⑮ 120,000	（ 70,000 円）																																																																																																																														
地震保険料の控除額	⑯ 47,000	⑳のうち小規模企業共済等掛金の金額																																																																																																																														
配偶者（特別）控除額	⑰ 380,000	（ 円）																																																																																																																														
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑱ 630,000	㉑のうち国民年金保険料等の金額																																																																																																																														
基礎控除額	⑲ 480,000																																																																																																																															
所得控除額の合計額 ⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗	⑳ 2,776,840	（ 194,090 円）																																																																																																																														
差引課税給与所得金額（㉑-㉒）及び算出所得税額	㉑ 949,000	㉒ 47,450																																																																																																																														
（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額	㉓ 30,000																																																																																																																															
年調所得税額（㉑-㉓、マイナスの場合は0）	㉔ 17,450																																																																																																																															
年 調 年 税 額（㉔×102.1%）	㉕ 17,800																																																																																																																															
差引 超 過 額 又は 不足 額（㉕-㉖）	㉖ 136,628																																																																																																																															
	例えば、上記の例については、最後の給与で本人へ73,336円還付することになる。	例えば、上記の例については、最後の給与で本人へ136,628円還付することになる。																																																																																																																														